

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修正意見	修正趣旨又は意見・質問	委員名
1	全般	全般	制度所管省庁	第三の3（2）	（本人意向の転籍制限期間2年とする分野の方針の文末に加筆） <b>法施行後3年までを目途として、転籍制限期間2年を維持することが適切かを検討する。検討にあたっては、各分野及び業務区分における人材の確保、育成の状況の検証とともに、2年を継続しうるか否かについては、法令違反や割増賃金の未払、虐待事案の発生件数など労働者の権利保護が十分にみなされていない徴表を消極要素として考慮する。</b>	技能実習制度と特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書第2の1「見直しに当たっての三つの視点（ビジョン）」は、「現行の技能実習制度については、人材育成の観点から原則として転籍ができないことや監理団体による監理・支援が十分でない場合があることなどが、人権侵害や法違反の背景・原因となっている旨指摘されている。」とし、「このような状況を踏まえ、技能実習制度及び特定技能制度を見直すに当たっては、国際的にも理解が得られ、我が国が外国人材に選ばれる国になるよう、三つの視点（ビジョン）」を定めるとし、その冒頭に、「外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること」を挙げた。これを受けて第2の2「見直しの四つの方向性」の③は「外国人の人権保護の観点から、一定の要件の下で本人の意向による転籍を認めるとともに監理団体・登録支援機関・受入れ機関の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じる」としている。これに対して、資料2-3は、「失踪や法令違反の課題は制度全体として、主に以下のような対応によって適正化を図る。」とし、「監理支援機関の要件の厳格化、育成就労外国人が送出期間に支払う費用の上限設定」の二つのみで対応するとし、最終報告書が指摘した、転籍ができないことが人権侵害や法違反の背景・原因となっていることを踏まえて、労働者としての権利性を高めるために本人意向の転籍を認めるという方針をあえて対応策から落としている。資料2-3は「育成就労実施者による不適切な行為はやむを得ない転籍で対応可能」とするが、そもそも労働者の権利性が弱く、不満があってもその職場にいることを忍従せざるを得ないことが「不適切な行為」を多発させる背景にあるという点を踏まえて、「不適切な行為」が多発しないよう、その背景、原因を制度的・構造的に解消することが今回の制度改革の本質であり、不適切な行為が起きたらその都度対応するという発想は本制度改革の考え方に背馳する。他方で、人材確保等との兼ね合いから一定の転籍制限期間を設けることも許容したのが最終報告書であり、転籍制限期間を検討するとすれば、労働者の権利性が十分に保障されて人権侵害や法違反が多発する事態が生じていないかという視点と人材確保等の視点の双方を突き合わせて検討するほかない。現在の案は、転籍制限期間の検討にあたって、人材確保等の転籍制限を長期とする必要性のみを検討するとするもので、これでは、外国人労働者への人権侵害の発生を防止しようとした本制度改革が骨抜きになる危険がある。最終報告書が指摘した人権侵害や法違反の改善状況を検討の要素から外すべきではないので、修正意見を提出する。また、法改正時の参議院法務委員会附帯決議十四項は、「本法による育成就労労働者の意思による転職は最大二年間制限することになるところ、政府は育成就労労働者の転籍の状況を適切に把握し、本法施行後三年を経過した場合において、関係地方公共団体、労使団体その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。」としており、遅くとも施行後3年を目途に見直すことを明記すべき。	市川委員
2	全般	全般	制度所管省庁	第一の4（3）	（業所管省庁は）分野別協議会や外国人受入事業実施法人と連携し、本制度の趣旨や地方における優良事例等の情報を全国的に周知することで、地方の事業者が必要な特定技能外国人及び育成就労外国人を受入れられるよう図っていく。また、上記3（1）に掲げた指標等を踏まえ、地方における人手不足の状況を把握し、 <b>また、地方において特定技能外国人及び育成就労外国人が居住地において行政サービスを受け、地域住民との共生を図ることができるよう、地域別協議会に自治体、国際交流協会や労使の関係団体等の参加を促し、受入れ事業者も地域での共生のための活動に取組むことを促すなどその他の必要な関連施策を講じる等の確に対応する。</b>	育成就労や特定技能の在留資格を含む外国人労働者が共生できる地域をつくることは、外国人労働者にとっても日本社会にとっても必要なことであり、その取組は、地方自治体、国際交流協会等の地域の団体との協力なくして実現しない。この点、分野別運用方針の記載は抽象的で、より具体的な目標設定が必要と考える。「大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置」としても、転籍制限期間の設定、長期化という直接的な外国人の権利の制限によるのではなく、地域における共生社会の創出をまずは目指すことを明記すべき。	市川委員
3	全般	全般	制度所管省庁	第三の3（3）	毎年、〇〇分野における育成就労外国人を受け入れるための関係省庁等で構成された協議会（以下「育成就労協議会」という。）において、当該分野における全企業の賃上げ率（所定内給与の定期昇給分及びベースアップ分）、 <b>当該分野における全育成就労実施者の賃上げ率、当該分野における育成就労外国人の賃上げ率のうち高いものを基準に、昇給率を設定・公表する。</b>	本人意向の転籍制限期間2年を設定した育成就労実施者の1年目から2年目にかけての昇給率の設定に当たっては、日本人労働者との同等の賃上げ率の確保、転籍制限を行うことへの代償措置という趣旨を考慮すると、日本人を含む全企業の昇給率のうち、最も高い賃上げ率を基準とすることが適切であり、介護を除いて分野ごとに統一的な基準設定をすべき（富高委員の第9回の項番31の意見と同趣旨）。	市川委員
4	工業製品製造業	全般	経済産業省 （製造産業局総務課）	第三の3（2）	転籍制限期間を <del>-1</del> 年とする。	縫製の業務区分を含む工業製品製造業分野では、技能実習での人権侵害や法違反の発生状況等の事情を考慮すると、転籍制限期間は1年とするべき。	市川委員
5	飲食料品製造業	全般	農林水産省 （大臣官房新事業・食品産業部食品製造課）	第三の3（2）	転籍制限期間を <del>-1</del> 年とする。	水産加工の業務区分の切り分けを行うことにより大都市圏への転籍が考えにくい中で、さらに2年間の転籍制限期間を設けることは、過度に職業選択の自由を制約することとなる。	市川委員
6	外食業	外食業	農林水産省 （大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課）	第三の3（2）	転籍制限期間を <del>-1</del> 年とする。	「調理、接客、店舗管理のそれぞれが一連の業務となっている中で、・・・これら一連の業務の習得には、一般的に、同一の受入れ機関において2年間育成を継続する必要性がある」とするが、他の分野と比べても、一般的に、2年間、同一の受入れ機関で育成しなければ身につかない、とは考えにくい。	市川委員

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修正意見	修正趣旨又は意見・質問	委員名
7	全般	全般	制度所管省庁	—	—	本人意向の転籍を認める条件として日本語教育の参照枠のA2、1相当以上の水準を求めており、これは、育成就労開始時又は育成就労開始後1年経過時に求められる水準（日本語教育の参照枠のA1）よりも高いものであることから、既にA1の水準の認定を受けている育成就労外国人が、1年ないし2年の育成就労経過時に転籍を希望するときは、改めて日本語能力の試験を受ける必要が生じる。その際に、雇用主である育成就労実施者に、試験を受けるということを知られて転籍を希望していることを察知され、試験の受験を妨害されたり差別的取扱を受けまいよう、試験会場は職場から短時間での移動が可能な場所に多く設置し、休業日に受験することができるように試験日を複数の曜日として設定するなどの工夫をするべき。	市川委員
8	全般	全般	制度所管省庁	—	—	現行の外国人技能実習機構については、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために、技能実習生からの相談も受けて技能実習生の保護を行うこともその目的としているところ、自ら職権を行使して技能実習生を保護すべき場合もあるが、必ずしも十分な役割を担っていない場合もあるとの意見がある。外国人育成就労機構に改組するに当たっては、十分な予算措置と、職員の育成（中長期的な人材の育成、研修の充実）、相談窓口の充実などが求められる。これらの点で、外国人育成就労機構への改組の準備状況をお伺いしたい。	市川委員
9	全般	全般	制度所管省庁	第1の4（2）ア	—	「特定技能外国人及び育成就労外国人に関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国機関の介入その他の治安上の問題を把握した場合」との記載があるが、「その他の治安上の問題」という言葉の範囲について、住民トラブルや騒音、ゴミの問題といった生活上の問題も含むのかどうか、具体的に想定しているものを御教示いただきたい。 また、「事業者、業界団体等」とあるが、「等」には何が含まれるのか。それらに対し何か義務を課すようなことは想定しているのか。	清田委員
10	全般	全般	制度所管省庁	第1の2（3）	—	人手不足の状況を判断するための客観的指標や、人手不足状況の把握方法については、各分野ごとに別のものを利用するのではなく、ある程度統一したものを使用するべきではないか。	清田委員
11	全般	全般	制度所管省庁	第1の3（2）	—	受入れ見込数を超えることが見込まれ、停止措置を求めるにあたっては、「大都市その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするための措置」が有効に機能しているのかを確認した上で検討すべき。（特定地域への偏在により、必要な地域での受け入れが出来なくなることを防止いただきたい）	清田委員
12	自動車運送業	バス運転者	国土交通省 （物流・自動車局旅客課）	—	—	【資料2-1 2-4 バス・タクシー運転者に係る日本語能力要件（案）について】 ○ 何度も御担当課様から資料の提示がなされておりますが、車内という限られた空間の中で、利用者とドライバーが会話をはじめとしたコミュニケーションを取る機会が頻繁に行われる職種や地域の特性から、N4レベルではなく、当初予定されていたN3レベルの日常会話性と緊急時の対応が重要となります。1年程度のN3の経験による検証をしてからでも遅くはないのではないのでしょうか。 ○ N4とするのであれば、外国人の免許は、母国で取得した免許ではなく、日本において普通自動車免許、大型自動車免許の試験を受けていただいてから、乗車していただくのも良いと考えます。そうすれば、日本語の能力も十分であると試験はN4であっても同意できます。 ○ 上記の免許取得が無理ということでN4とするのであれば、バス会社の職員、行政の職員の同乗を車を義務づけていただきたいと考えます。現状、その検証が行われていない中で、分野に追加されたことで要件緩和を拙速に行うより、検証を踏まえた上で、要件緩和に向け取り組んでいく方が得策だと考えます。現状では、日本語能力を低くすることは「反対」です。	佐久間委員
13	漁業	漁業	水産庁 （企画課）	—	—	【資料2-3 漁業分野に係る補足説明資料（監理支援機関の許可基準）】 ○ 我が国における漁業の重要性は、十分理解しているつもりです。特定技能制度、育成就労制度の各産業分野については、分野が増加することに、それぞれ分野・業務区分の特殊事情があり、それをすべて採り入れるとなると、制度が複雑化して分かりにくい制度となってしまいます。特殊事情は各分野・業務区分にあるのですが、漁業を認めていくと、他の分野、業務区分でも、緩和してもらいたいとの声を無視することはできなくなります。小規模零細だからとするのであれば、例えば、建設業の一人親方等の事業所にも同様のことが言えますので、他の分野・業務区分も漁業と同様にしていただきたいと考えます。実際、漁業では32名とすると何割の育成就労外国人を活用しようとする事業者がその範囲内になるのでしょうか（32名だとそれを超える小規模事業者はいないのではないのでしょうか。） ○ 仮に受け入れる場合、小規模漁業者とそれ以外の事業者と分けることも一案と考えられます。沿岸漁業層である小規模漁業者とそれ以外に分け、沿岸漁業の小規模漁業者については認めるということも考えられます。ただし、その場合、他の分野・業務区分については、範囲を拡大しないと基本方針等で確約していただきたいと考えます。	佐久間委員

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修正意見	修正趣旨又は意見・質問	委員名
14	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>【分野別運用方針について（案）全般】</p> <p>○ 各分野、特定技能所属機関に設けられる要件として、分野別協議会の構成員となることという記述があります。しかしながら、多くの分野で、育成就労実施者に設けられる要件の方では、協議会に協力すること等、協議会への加入をしなくてもよいような記載となっています。</p> <p>○協議会への加入の必要性が分かるような記載とすべきと考えます。</p>	佐久間委員
15	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>【今後の定期的な議論・改善の重要性について】</p> <p>○机上配布資料①項番30において、分野別協議会による「有識者会議への検討結果の報告及び定期的な報告等については、今後、検討」とあるが、分野別協議会の対応状況だけでなく、各分野の論点となった事項や、閣議決定以降に検討となった事項なども含め、本会議もしくは労使を含む有識者で構成された公開の会議体を常設し、定期的（年複数回）に対応状況や把握した課題等について議論し、改善していくことが重要である。</p>	富高委員
16	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>【転籍制限の待遇向上策について】</p> <p>○机上配布資料①項番31において、「分野の実情を踏まえて昇給率を設定」とあるが、分野の実情を踏まえた結果、低い昇給率とすることも許容されることとなる。制度所管省庁においては、機構などが把握する育成就労外国人に係る賃金や手当といったデータなども踏まえ、より高い昇給率としていくよう、分野別協議会や業所管省庁に働きかけをお願いしたい。</p>	富高委員
17	漁業	漁業	水産庁 （企画課）	—	—	<p>【資料2-2 漁業分野の監理支援機関の許可基準】</p> <p>○すでに第9回机上配布資料①項番38の回答で技能実習制度における諸データが示されているが、現在の1者あたりの技能実習生の数や、漁協の数、漁協の職員数、実習実施者の数など、16者32名を算出した根拠となるデータを資料に記載いただきたい。</p> <p>○8者40名という制限は「監理の質」「支援の内容」を確保するための制度的規制であり、受け入れ人数を減らしたとしても受入れ機関数を8者から16者にすることにより、育成計画の策定や就労環境の整備支援、定期巡回などの個社ごとに対応が必要な業務や手続きは、増加することが想定される。16者と規定したことについて、監理の質を担保し、支援の内容を低下させない観点から、効率化などの具体的な対応方法について、現時点でのお考えがあればお示しいただきたい。</p>	富高委員
18	宿泊	宿泊	観光庁 （参事官（旅行振興））	—	—	<p>【宿泊分野の安全衛生に係る上乗せ基準について】</p> <p>○机上配布資料①項番32において、「OJT等をしっかりと実施することでより労災を回避しやすくなる」「具体的には、軽量掃除機・カートの導入を通じた腰痛防止や、重量物の持ち上げ方に関する教育、作業導線の安全確認、調理場での安全衛生教育に加え、特に外国人向けとしては、ひらがなでの安全衛生教育の資料作成や、支援担当者による面談での安全状況の確認等の取組を実施」と回答いただいているが、宿泊分野の労災度数率（R6年3.77）を考慮すると、これらの安全衛生対策の対応を行っている事業者や、OJTの実施に資する研修等を実施している事業者に限定する上乗せ基準を設定すべきである。</p>	富高委員
19	飲食料品製造業	飲食料品製造業	水産庁 （漁政部加工流通課）	—	—	<p>【飲食料品製造業の安全衛生に係る上乗せ基準について】</p> <p>○机上配布資料①項番32において、「上乗せ基準を設定することは想定していないが、引き続き、労働災害の低減に向け、様々な取組を組み合わせながら飲食料品製造業の現場において労働災害が起こらないよう食品企業や食品産業特定技能協議会と連携していく」と回答いただいているが、飲食料品製造業では、労働災害の発生頻度が他産業と比べて高く（労災度数率4.36）、また、死傷災害が全産業の約6.2%を占める状況であることから、日本語に不慣れな外国人労働者を受入れるにあたり、これまで以上に労働災害の発生防止に努める必要がある。労働安全衛生法第28条の2において、製造業等の事業者は、リスクアセスメントおよびその結果に基づく措置の実施に取り組むことが努力義務とされていることから、「連携」では十分とは言えず、「リスクアセスメントおよび結果にもとづく措置の実施」を上乗せ基準とすべきである。</p>	富高委員
20	農業	全般	農林水産省 （経営局就農・女性課）	—	—	<p>【農業の上乗せ基準について】</p> <p>○机上配布資料①項番36において、『特定技能外国人について、健康面などへの配慮も重要であることから、農業分野の運用要領別冊において、「特定技能外国人の意向も踏まえつつ、労働基準法に基づく基準も参考にしながら、過重な長時間労働とならないよう、適切に労働時間を管理するとともに、適切に休憩及び休日を設定」することを促しています。』とあるが、農林水産省としても労働基準法準拠の重要性を認識し、運用要領に記載しているのであれば、特定技能制度の適正な運用という観点からも、育成就労制度と同じく労働基準法準拠を上乗せ基準とすべきである。</p>	富高委員

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修文意見	修文趣旨又は意見・質問	委員名
21	自動車運送業	バス運転者	国土交通省 (物流・自動車局旅客課)	—	—	<p>【資料2-4 バスタクシー運転者に係る日本語能力要件の緩和について】</p> <p>①これまで申し上げている通り、国内人材確保等の取組が十分とは言えないことから現時点で日本語能力要件を緩和すべきではないと考えるが、特に、賃上げについては、資料P38のデータではコロナ前の年間賃金を下回っているような状況である。資料P49の有効な担い手確保策1位が「運転手の賃金アップ」であることなどを踏まえても、国内人材確保のための賃上げは非常に重要となる。資料P38ではこれまでの取組を記載いただいているが、今後の更なる賃上げに向け、どのように取り組んでいくのか、取組強化や支援策などをお示しいただきたい。</p> <p>②仮にN4での受け入れを許容するとともに、国内人材確保等の取組を十分に行っていない事業者は認めるべきではなく、例えば既に乗せ基準となっている働きやすい職場認証制度取得の「二つ星以上の取得」や、全産業水準以上の賃上げの実施を要件とすることが必要と考える。</p> <p>③資料P48のバス路線を維持していく上での課題として、「住民の理解」が上位にある。日本語要件の緩和等に対して、住民がどのような不安を抱えているのか等を把握するとともに、どのように不安を解消していくのか対策の検討し、住民の理解が得られた上で実施していくことが不可欠である。</p> <p>④継続的な日本語能力向上の講座を開設するなど、国土交通省の監督のもと、新任者研修の期間である6か月以内にN3に合格することをめざす仕組みを構築する必要がある。</p>	富高委員
22	自動車運送業	バス運転者	国土交通省 (物流・自動車局旅客課)	—	—	<p>⑤資料P35、新任運転者研修の理解度を測る方法について、「今後業界団体と調整の上検討」とあるが、その内容を本会議に報告（必要に応じて改善）することが必要である。また、例えば理解度を測る統一的な試験を新たに設けるなど、明確な基準の下で理解度を測る仕組みが必要ではないか。</p> <p>⑥お客様対応のマニュアルを提示いただいたが、一般的な接客（通常の運行時・車いす対応）のみ示されたものであり、懸念している柔軟な接客や営業所等とのコミュニケーションがN4で対応可能か不明である。視覚や聴覚に障がいがある方への接客や、事故や災害時の営業所への報告などの研修教材やマニュアルなど、研修で扱う内容をお示しいただきたい。なお、日本語に不慣れな外国人においては、より丁寧で分かりやすい教材や研修が必要。</p> <p>⑦日本語サポーターについて、「新任運転者研修と同等の研修を受講」とあるが、新任運転者研修は3～6カ月行われる中、どの程度の内容・期間の研修を想定しているのか。また、バスガイドについては、貸し切りバスを想定したガイドのための知見はあるものの、乗り合いバスや道路交通などに対する知見はないものと認識しており、「新任運転者研修と同等の研修を受講」が必要である。</p> <p>⑧机上配布資料②P61⑤の回答において、「日本語サポーターとしての適格性の判断基準については今後運用にて各事業所にお示し予定」とあるが、その内容を本会議に報告（必要に応じて改善）することが必要である。また、日本語サポーターとしての質を担保するためには、事業者判断に任せるのではなく、新任運転者研修の修了証のように、国交省として統一的な試験などを設け、合格した者を認める運用にすべきである。</p> <p>⑨離島半島の単独乗務時のN3取得のインセンティブについて、「仮に特定技能2号の設定が実現した場合」の回答をいただいたが、まだ実現しておらず、そもそも議論すら行われていない特定技能2号の実現を前提に緩和を行うべきではない。今後、特定技能2号の設定を検討されているのであれば、その議論の際に、改めて日本語要件の緩和を検討すればよいのではないかと考える。</p> <p>⑩上記のとおり緩和すべきではないと考えるが、離島半島単独乗務時の「緊急時に社内状況が確認できる措置」については、乗客へのスムーズな対応やコミュニケーションを図る観点から、車内および車外周辺が確認できるもの、かつ、車内にアナウンスができる機器に限定すべきと考える。</p>	富高委員
23	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>【航空分野・鉄道分野における在籍型出向について】</p> <p>○航空分野及び鉄道分野における在籍型出向について、それぞれ分野別運用方針（案）（調整中・非公表）のP82、P106に記載があるが、在籍型出向は責任の所在が曖昧になり、労働者保護に欠けることが懸念されることから、適正な運用が不可欠である。基本方針に記載されている「特定産業分野に属する技能の向上のために親子会社の間等相互に密接に関係する特定技能所属機関の間」や「懸念を払しょくするために必要な措置を講じた」と認められているときに限り」などの具体的内容や、責任の所在の明確化など、拡大解釈され不適切な在籍型出向が行われないよう、具体的に分野別運用方針に記載すべきである。</p> <p>○また、在籍型出向を行う場合には、出向期間や労働者の待遇の取扱いなどの届出を行い、その届出に基づき定期的に実地検査を行い、不適切な運用実態があれば在籍型出向を取りやめるようにすることなど、適正運用のための取組が不可欠である。</p>	富高委員

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修正意見	修正趣旨又は意見・質問	委員名
24	全般	全般	制度所管省庁	—	—	【分野別運用方針について（案） 国内人材確保に関する記載の追加】 ○各分野の「第一 1（2）イ 国内人材確保のための取組」において、安全衛生対策及び処遇改善の取組と成果の記載が無い分野が多い。第7回会議資料1-2「生産性向上・国内人材確保 これまでの取組と成果のフォローアップ」の国内人材確保の記載においては、「女性、高齢者、就職困難者等の就業促進」、「処遇改善」、「安全衛生対策」の3点と、データを含めた成果の記載があるため、それぞれについて漏れないよう分野別運用方針案に記載いただきたい。	富高委員
25	全般	全般	厚生労働省 （社会・援護局福祉基盤課） 経済産業省 （製造産業局総務課） 国土交通省 （不動産・建設経済局国際市場課、海事局船舶産業課、物流・自動車局自動車整備課） 農林水産省 （大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課） 環境省 （環境再生・資源循環局資源循環課）	—	—	分野別運用方針について（案）（調整中・非公表）では、各分野、激変緩和措置の他に必要な知識、技能習得のために二年間が必要という理由を挙げている。事務局の回答では、例えば、施行後3年を目途として見直すとする（第8回会議質問・意見項番30）が、各分野におかれては、どのように1年で技能を習得できる体制に持っていくのか。現時点での案、考えがあればお聞かせ頂きたい。	花山委員
26	工業製品製造業	全般	経済産業省 （製造産業局総務課）	第二の1（2）ア（イ）	「製造業の現場における実務経験を要件とする」とあるが、他の従業員を指導している経験があること、あるいは自らの判断で業務を遂行できることなどを要件に入れたらどうか。	基本方針 第三の2（2）	花山委員
27	自動車整備	全般	国土交通省 （物流・自動車局自動車整備課）	第二の1（2）ア（イ）	「整備作業の実務経験を有する者」とあるが、他の従業員を指導している経験があること、あるいは自らの判断で業務を遂行できることなどを要件に入れたらどうか。	基本方針 第三の2（2）	花山委員
28	建設	全般	国土交通省 （不動産・建設経済局国際市場課）	第三の3（2）	「日本語能力の習得に一定の期間を必要とする」とあるが、これはどの分野でも同じことと思われ、必要ないと思われる。建設分野特有の事情による内容を記載するべきである。	—	花山委員
29	農業	全般	農林水産省 （経営局就農・女性課）	第二の1（2）ア（イ）	「②農業の現場における実務経験」だけでは、要件として、不十分ではないか。自らの判断で業務を遂行できることなどを要件に入れたらどうか。	基本方針 第三の2（2）	花山委員
30	農業	全般	農林水産省 （経営局就農・女性課）	第二の2（1）	—	関連業務として挙げられている、「農畜産物の製造・加工」とは、具体的にどのようなもの、どの程度のものを含むのか。飲食品製造業とは明確に切り分けられるものであるのか。	花山委員
31	漁業	全般	水産庁 （企画課）	第二の2（1）	—	関連業務として挙げられている、「自家原料を使用した製造・加工」とは、具体的にどのようなもの、どの程度のものを含むのか。飲食品製造業、水産加工業とは明確に切り分けられるものであるのか。	花山委員
32	物流倉庫	物流倉庫	制度所管省庁	第二の1（1） 第三の1（3）ア	物流倉庫分野特定技能1号評価試験	その他平仄の問題であるが、特定技能評価試験の名称について「○○分野特定技能●号評価試験」で統一したらどうか（農業、漁業、外食業、林業）。	花山委員
33	飲食品製造業	飲食品製造業	農林水産省 （大臣官房新事業・食品産業部食品製造課）	別表3	—	項目d. 技能水準（育成就労終了まで） 項目b. 主たる技能の飲食品製造業 飲食品製造業育成就労評価試験（専門級）となっている。専門家会議では、特定技能1号評価試験を活用する旨の提示があったところである。別表3の誤りではないか。	花山委員
34	外食業	外食業	農林水産省 （大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課）	別表3	—	項目d. 技能水準（育成就労終了まで） 項目b. 主たる技能の外食業 外食業育成就労評価試験（専門級）となっている。専門家会議では、特定技能1号評価試験を活用する旨の提示があったところである。別表3の誤りではないか。	花山委員

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修正意見	修正趣旨又は意見・質問	委員名
35	造船・船用工業	全般	国土交通省 (海事局船舶産業課)	—	—	<p><b>分野別運用方針について（案）（調整中・非公表）61頁第二（3）⑥、63頁第三4（3）④</b></p> <p>職場における特定技能外国人・育成就労外国人の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成について確認を行う「巡回確認機関」とは、具体的にどのような機関がどのような体制（人員、予算等）で実施するのかを明らかにして下さい。</p> <p>①新たに機関を創設するのか、それとも、既存の機関（公的な機関か、純然たる民間の機関か）に業務委託するのか、業務委託する場合は誰が委託するのか（国土交通省か協議会か）、②何名くらいの規模で、どのような者で構成され、どのような知見を有する機関なのか、③巡回確認業務に必要な経費はどのように賄うのか（誰が費用を負担するのか）等について明らかにして下さい。これらは、他分野の参考にもなる有益な情報であると解されます。</p>	山脇委員
36	自動車運送業	全般	制度所管省庁 国土交通省 (物流・自動車局旅客課)	—	—	<p>机上配付資料②「バス・タクシー運転手に係る日本語能力要件（案）についてこれまでいただいた御指摘・ご質問」53頁、56頁、57頁において、「分野別運用方針への記載については、他分野の記載内容との整理も必要となりますので、制度官庁にて整理のうえ、必要に応じて特定の分野に係る要領別冊等への記載も検討します。」とあります。</p> <p>日本語能力要件の緩和に係る条件が確実に遵守されることを客観的に担保すべく、分野別運用方針、分野別運用要領、上乗せ基準告示及び要領別冊等における記載は、入管庁等による実効的な在留管理措置が発動できる書きぶりとして下さい。</p> <p>具体的には、特定技能所属機関が「日本語能力向上に向けた日本語学習プラン」の内容を合理的理由なく実施していない場合は、入管庁が、当該特定技能所属機関に対して、事案の悪質度高い等に応じて、指導・助言（入管法19条の19）、改善命令（入管法19条の21）又は欠格事由該当通知を行うことや、日本語学習プランの実施の進捗具合について、入管庁が、日本語学習プランの内容、特定技能所属機関や自治体等の協力体制、特定技能外国人の個別事情等を総合的に勘案した上で在留期間更新許可申請の際に対応を適切に判断するといった在留管理上の措置が実効的に発動可能となる書きぶりとして下さい。</p>	山脇委員